

横浜市 WEB ページに掲載する広告の募集等に関する要領

制定 平成 24 年 12 月 28 日政共第 385 号（局長決裁）

改定 平成 31 年 1 月 31 日政共第 378 号（部長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市が管理する WEB ページ（以下「市 WEB ページ」という。）に掲載する広告の募集等に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類）

第 2 条 市 WEB ページに掲載する広告は、バナー広告（市 WEB ページ内に表示される広告画像で、掲載者の指定する WEB ページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

（広告の掲載ページ、位置及び枠数）

第 3 条 広告を掲載する市 WEB ページ並びに当該 WEB ページにおいて広告を掲載する位置及び広告の枠数は市長が定める。

（広告の規格）

第 4 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
形式	GIF（アニメーション・透過 GIF 不可）・JPEG・PNG
データ容量	5KB 以下
その他	画像のスライス（分割）不可。 事業者名を alt 属性として設定する。→「広告：事業者名」 バナーデザインの文字色と背景色のコントラスト比（明暗差）は少なくとも 4.5：1 を確保する。

2 市長は、広告を掲載する市 WEB ページごとに、前項の規定と異なる規格の広告枠を設けることができる。

（広告の掲載期間）

第 5 条 広告を掲載する期間は、1 か月単位とし、当該 1 か月単位ごとの始期及び終期は、市長が定める。

（広告掲載料）

第 6 条 広告掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、市長が決定する。

2 広告掲載料は、原則として一括前納とする。ただし、4 月期に掲載する広告に係る広告掲載料は、この限りでない。

（掲載希望者の募集）

第 7 条 掲載希望者（市 WEB ページへの広告掲載を希望する者をいう。以下同じ。）の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに、広告事業専用ペー

ジ（掲載希望者を募集するための市 WEB ページをいう。）で公募することにより行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第 8 条 掲載希望者は、持参、郵送、FAX 又は E メールで、市長が指定する期間内に広告掲載の申込み（以下「申込み」という。）を行うこととする。

2 申込みは、2 か月単位以上の連続した期間に限り行えるものとする。

（事業者選定）

第 9 条 市長は、申込みがあったときは、事前に定めた選定方法により広告を掲載する事業者を選定するものとする。

2 市長は、申込みを行った掲載希望者のうち、前項の規定により選定した者に対して選定通知を、選定しなかった者に対して不選定通知を送付するものとする。

（広告掲載条件等の承諾）

第 10 条 前条の選定通知を受けた申込者は、市長が定める掲載条件等を承諾する旨の書面を市長に提出するものとする。

（広告内容、デザイン等）

第 11 条 市 WEB ページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページの内容については、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の市長が定める広告関連規程の規定に従うものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。掲載希望者が広告代理店である場合において当該広告代理店が市税を滞納しているときについても同様とする。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、市 WEB ページに掲載する広告の募集等に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 24 年 12 月 28 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 25 年 3 月 31 日までに市 WEB ページに掲載する広告の掲載の申込みについては、第 8 条第 2 項の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。